



働くもののいのちと健康を守る  
全国センター

**全国センター通信**

JCHS

働くもののいのちと健康を守る全  
国センター  
発行責任者：秋山 正臣  
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター・全労連会館6階  
Tel (03) 5842 - 5601  
年額1,500円  
(送料込、会員は  
会費に含む)





## 働くもののいのちと健康をまもる「安全第一」を社会に根づかせよう

いの健全国センター第25回総会

全国センターは、第25回総会を12月7日に全労連会館2階ホールにおいて、オンライン併用で3年ぶりに全代議員を招集して開催しました。

開会にあたり清岡弘一副理事長（全労連副議長）は、「3年ぶりの開催となったが、安保3文書の改訂など戦争への道が開かれつつある」と政権を批判。その上で、全国センターの役割を発揮し、すべての労働者のいのちとくらしを守るため、総会の成功に向けて協力を呼びかけました。

### 知恵を結集して力の発揮を

次に、総会議長が選出され、国公労連・島袋慶三代議員と埼玉センター・南利之代議員が選出されました。議長は、就任あいさつを行った後、直ちに総会役員の手続きを行い、総会を進行させました。

埴田和史理事長は、主催者を代表してあいさつを行い、総会は「とりくみを総括してどのような方向で運動を進めるのか確認する場」とであると強調し、1年間かけて設立25年に向けた総括と運動を議論しようと呼びかけました。また、「後継者づくり」が重要な課題であるとも述べ、知恵を結集して力を発揮しようと呼びかけました（写真）。

また、昨年の総会以降に顧問として貢献していただいた岡村親宣弁護士と山田信也名古屋大学名誉教授（初代理事長）が亡くなられたことが報告され、埴田和史理事長が黙祷を呼びかけ、会場とオンライン参加者の全員で黙祷しました。

### 「23年度活動方針」と「25年目を新たな出発点に」を提案

活動方針の提案を行った秋山正臣事務局長は、「安全第一」の文化を社会に根付かせていくことが求められるとし、「顧客第一」の考え方が強い社会を転換させていくために奮闘しようと呼びかけました。あわせて、「『いの健』結成25年を新たな出発点にした目標と課題案」を提案し1年間かけての討議を呼びかけました。



また、岡村やよい事務局次長が決算報告と予算案を提案しました。

そののちに行われた質疑討論は、全体の時間が60分と限られていたため、多くの発言を保障することから、発言時間が5分に制約されました。発言は13人。コロナ禍による厳しい職場の現状を変える労働組合の活動や地域センターの労災裁判の取り組みなど、示唆に富み、活動方針を豊かにするとともに今後の運動の参考になるものばかりでした。総括答弁で討論が打ち切られたのち、すべての議案が拍手で採択されました。総会アピールも採択。2023年度の新役員を選出が行われました。

なお、総会は、団体会員の代議員、個人会員及び役員総勢164人で構成され、過半数以上の出席で成立します。出席者は、会場に37人、オンラインで64人、委任が63人の合計164人（マスコミなどを含む）でした。（全国センター 秋山正臣）

〈今月号の記事〉	
理事長新年あいさつ／総会メッセージ……………	2面
総会発言(要旨)／新役員紹介／各地・各団体……………	3～6面
学校の労安活動学習交流集会／私の一冊……………	7面
兎年の抱負……………	8面

年頭あいさつ

## いの健設立25年 今年もしっかり歩みを進めよう

理事長 埜田和史



明けましておめでとうございます。本年も、よろしくお願ひいたします。

2023年は、「いの健センター」設立25周年の節目の年にあたります。設立当時の日本の状況、設立宣言では「毎日の労働や仕事は大きな緊張と負担に満ち、それによるストレス状態の訴えは年毎に増え続けています。こうした事態は、私たちから心身の健康を失わせ、人間としてのゆとりと尊厳を失わせ、家族や子供たちから心の豊かさや希望を失わせるような、危機的な状況であると言わざるを得ません。それは、労働者にとっても、農民にとっても、そして小規模経営者や自営業者など、多くの勤労国民にとって共通のものであり、いまこの窮状を打開する大きな取り組みが必要になっています」と捉えています。

そして、こうした状況下にあるからこそ、働くものの健康破壊や労働災害・職業病、過労死などを発生させた企業と政府の責任を問い、その補償の充実と予防の徹底を求める取り組みを、労働者や労働組合組織の違いを超えて発展させるセンターとして設立されたと言えます。

では、設立から25年を経た今日、働くものの

いのちと健康をめぐる状況はどう変化したでしょうか。青天井だった労働時間には上限規制が生まれました。過労死等防止対策推進法の施行により、政府としても過労死防止に取り組むようになりました。「じん肺」「アスベスト健康障害」の被害者救済が前進しました。「パワハラ防止法」等、ハラスメントに曝されない権利が広がりつつあります。LGBTs問題に代表される様に人の多様性を尊重する社会を求める声の広がりがつつあります。これらは、働く人たちや国民の取り組みが実現させたものです。その一方で、不安定雇用や格差の拡大、コロナ禍、温暖化の進行、ロシアのウクライナ侵略に端を発した戦争危機など、私たちのいのちと健康に関わる情勢はより多様で深刻さを増していると言えます。

この25年間で広がった、株主利益のみが優先され、はたらくものの命や生活を軽んじる価値観は、子どもや高齢者など社会的弱者を切り捨てる社会をつくりまします。宣言の締めくくりに掲げた「働くもののいのちと健康・権利をまもり、人間が尊重され、安心して働ける職場、社会の建設」を目指して、今年もしっかり歩みを進めましょう。

### 総会メッセージ・祝電 (敬称略)

#### 労働者の福祉向上、社会正義の実現、 世界平和の達成に向け全力(要旨)

ILO 駐日代表 高崎真一

COVID-19の世界的流行やウクライナ侵攻により、多くの労働者や企業の極度の脆弱性が露わになり、仕事の世界は深刻な影響を受けています。経済や社会の混乱は人々の長期的な生計と安寧を脅かしており、国連が、ILOが取り組んできた目標達成プロセスに修正を迫ることが懸念されています。

そのような中で、本年のILO総会で、いわゆる中核的労働基準に安全衛生分野2条約を追加することが決まりました。世界中の企業は、条約批准の有無にかかわらず同条約を尊重することが求められます。今後ともILOは国際労働基準に基づき、①経済と雇用の刺激、②企業、雇用、所得への支援、③職場における労働者の保護、④解決にむけた社会対

話の活用、を柱に使命である労働者の福祉の向上、社会正義の実現、世界平和の達成に向け全力で取り組んでまいり所存です。

いの健全センターが「人間らしく生きることのできる社会、人間らしく働くことのできる職場」の実現をめざしていく総会を開催されることは、ILOの活動と軸を一つにするものであり、あらためて敬意を表します。

第25回総会のご成功と皆さまの一層のご活躍、ご発展を祈念し、私のメッセージとします。

### メッセージ・祝電をいただいた団体・個人(敬称略)

- ◇日本労働弁護団 幹事長 佐々木 亮
- ◇全国建設労働組合総連合 中央執行委員長 中西 孝司
- ◇全国保険医団体連合会 会長 住江 憲勇
- ◇日本共産党 衆議院議員 宮本 徹
- ◇日本共産党 参議院議員 倉林 明子
- ◇日本共産党中央委員会

## 第25回総会

第25回総会では会場とオンラインで13人の発言がありました。要旨を掲載します。

### 「給特法」改正要求を練り上げ長時間労働の解消を

全教 壇原 毅也

「公立の義務教育学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)は、教職員に「定額働かせ放題」を強いている法律です。その給特法に改正の動きがでています。自民党は特命委員会を設置し見直しの検討を開始しましたが、検討方向は「定額(現在4%)」の上乗せ部分を少しあげようというものようです。

全教は給特法改正要求のリーフレットを作り、職場での対話と学習を広げています。その柱は、「時間外労働はさせない」という給特法の原則を堅持し、実際に行われた時間外勤務の手当を求めていくというものです。同時に教職員の大幅増員を求めていきます。併行して全ての職場に労安体制を確立・強化するための取り組みも重視しています。

### 住民を支える職員のいのちと健康を

自治労連 嶋林 弘一

コロナ禍における自治体労働者のまさに“過労死ライン”を超える働き方が恒常化しています。大阪府職労・京都市職労・京都府職労では「いのちを守る33キャンペーン」(災害時等臨時の必要がある場合は上限なく働かなければならないという労基法33条の厳格な適用を求める取り組み)を開始。災害直後の混乱期はともかく、コロナ禍のように3年を超える長時間労働はありえません。33条の適用は限定的にするべきです。住民のいのちと暮らしを守るのは公務員の使命です。そのためにも職員のいのちと健康が守られなければなりません。車の両輪として活動を進めていきたいと思えます。

### コロナと政治に苦しめられてきた

福祉保育労 小林里美

コロナの第6.7波では陽性者が入院できず、施設療養となりました。施設は医療を行うところではありません。亡くなる方が出る一方で職員も感染し、後遺障害で復職できない人もでてます。しかし労災申請については手続きの複雑さや給与の8割しか得られないということから、有休を使う人が多いのが現状です。まさに健康を差し出して働いています。コロナ以外の災害時でも今の体制では、職員も利用している子ども・高齢者を守ることができません。



発言する全教の壇原毅也氏

労働組合が職場を変える主体として頑張る時です。福保労では「健康カレンダー」の取り組みやハラスメントの交流会を行ったりしています。福祉労働者は「コスト」ではありません。「効率ではなく安全・安心」を提供できるゆとりある人員配置を求めて、頑張っていきたいと思えます。

### 「支給決定を事業者が争う権利がある」と高裁判決

過労死弁護団 松丸 正

先日、非常にショックな判決が東京高裁でなされました。労災保険支給決定に対する事業主による取消訴訟について、原告の適格性を認めず却下した東京地裁判決を破棄し、事業主による原告適格があることを前提にして、地裁に審理を差し戻す判決がなされたのです。この事案は、再審査請求でやっと労災認定がされたものです。しかし、事業者側が「支給決定が違法である」と取消を求めて提訴しました。

東京高裁は、「保険料のメリット制により事業主は不利益を受けるとして争うことができる」としたのです。到底容認できる判決ではありません。過労やストレスによる労災認定は、被災者・遺族の救済、職場改善、再発防止にとって極めて重要な役割を果たしていますが、使用者側が不服申立をすることは被災者・遺族の救済を不安定なものとし、職場改善も進まない状況をつくる危険性があります。労災申請をためらう被災者も増えるでしょう。また、担当する労基署職員にも負担が大きくなり、かつ認定にあたって萎縮してしまうことが危惧されます。

過去に遡って労災認定が取り消されることになった時、被災者・遺族はどうしたらよいのでしょうか。国が上告することを求め、高裁判決を認めない大きな運動を作っていく必要があります。

## 第25回総会

### 医療現場の実態が世論に広がり勝利へ

北海道センター 佐藤 誠一

新人看護師の杉本綾さんが亡くなって10年です。労災は行政段階で認められず、取消裁判中に異例の「自庁取り消し」となって6年目で認められました。その後3年間民事訴訟に取り組み、今年5月に勝利和解解決となりました。北海道センターでは、ブックレット「いのち」を発行し、道医労連とも協力して「支援の会」を結成。また、道内の病院看護部長などにも申し入れを行いました。テレビや新聞も大きく取り上げるようになり、裁判対応のための労基署の再調査で、同僚が当初の証言を覆えし「自庁取消」につながりました。しかし、病院は謝罪と再発防止を拒否。一切の責任を認めようとしませんでした。裁判長は受け入れず、和解となりました。北海道センターは他に2件の新人看護師の過労死事件に取り組んでいます。医療・介護現場での「安全第一」のためにも勝利をめざします。

### 建材企業に逃げ道を与えないたたかいを

東京センター（東京土建） 唐沢 一喜

14年間闘って建設アスベスト訴訟が勝ち取った成果は5点あります。①国と企業責任が明確となり一人親方についての責任も認められたこと、②全国統一和解の実現・高い水準での早期解決、③建設アスベスト給付金の創設、④国との基本合意により今後の対策について協議の道をつくった、⑤他のアスベスト被害救済へ好影響です。建材企業がまったく真摯な対応をしないなか、神奈川1陣訴訟では裁判長から企業に対して和解勧告がされました。このことは大きな意味があります。今後、アスベストを使用した建物の解体やリフォームが進みます。そのための調査費用、除去費用は施主の負担となります。とてもおかしなことです。国が使用しろと言ひ、メ



ーカーが儲けたにもかかわらず施主負担。車でも「リコール」制度があります。企業にしっかり責任を果たさせなければなりません。

### 真摯な謝罪を

新潟センター 萩野 直路

新潟水道局のMさんが上司からのパワハラに耐えかね自死したのは15年前のことです。公務災害認定を勝ち取ったにも関わらず、新潟市と水道局は不当な内部調査を根拠に「パワハラはなかった」と主張。遺族は謝罪と損害賠償を求めて提訴しました。

今年11月24日、新潟地裁から一部勝利判決を得て、新潟市と水道局は控訴を断念しました。勝利判決と控訴断念の背景には、過労死を考える会などの支援による世論の広がりや新潟市議会議員の取組みがありました。真摯な謝罪を求める取組みが続きます。

### 新卒3年未満の過労死防止を

宮城センター 芳賀 直

新卒で就職後3年未満の過労自死事件の相談が続き、3つの事案に取り組んでいます。事案に共通する事件の背景は①養成期間がほとんどなく、新規の重要なプロジェクトを任される、②成果のみが評価され追いまわされて逃げ場がなくなる、③身近に相談する人がいない、ということがあります。

センターの課題としては後継者問題に苦勞していました。やっと来年春から新事務局長と交代できることになりました。意識的に後継者づくりをすること、生活保障のできる財政確立、活動家の複数の養成、このようなことを課題としながら取り組むことが必要です。東日本大震災から11年、まだまだ人間復興の課題は残っています。

### 地域のいの健センターでフードバンク

板橋センター 小田 裕子

板橋センターの呼びかけによって実行委員会をつくり、昨年5月に生活困窮者への支援を開始しました。板橋区内が中心ですが他区・県からも来られます。最近では1回に180人を超えています。30~40歳代の女性が多いのですが、最近は高齢者も増えてきました。物価の上昇が生活苦に追い打ちをかけているようです。子どもを抱えた世帯が増えたとも感じています。コロナ禍で仕事を失い収入が大幅ダウン。コロナが少し落ち着いた時点でも安定雇用にはまだまだ結びついていません。12月25日には第9回目を実施します。準備に大忙しの毎日です。

## 第25回総会

### ビキニ被災船員裁判で新たな動き

高知センター 岡村 和彦

ビキニの核実験被災船員の裁判は高知地裁と東京地裁の2カ所で行われています。原告19人と弁護団24人でたたく裁判費用確保のクラウドファンディングには全国から500人を超える暖かい支援が届き、目標の500万円を超えることができました。また、高知市議や共産党高知県委員会などと一緒に厚労省交渉を行い、新たな立法措置よっての救済や国としての健康調査、船員保険の改正などを要望しました。それに対し、厚労省からは、立法措置について「課題として認識した。多局と必要に応じて共有・検討する」と新たに前向きな回答を得ることができました。「ビキニ事件はおわっていない」とパンフレットも作成し世論を広げていきます。

### 「病気や障がいと労働」をコンセプトに

九州セミナー 日高 琢二

10月29-30日に行った第32回九州セミナーは昨年に引き続きオンラインで、基本コンセプトを「病気や障がいと労働」として開催しました。木村知医師による記念講演は「病気は社会が引き起こす? 新型コロナと健康自己責任論」。2つのシンポジウムでは「当事者の働く権利」と「ケアする



人の働く権利」をテーマとし、全体として憲法27条が謳う「労働する権利」について多角的に問いかける内容としました。新しい視点での企画でしたが、健常者だけでなく、病気や障がいをもつすべての人が労働する権利について問いかける企画となりました。集団視聴を含め600人を超える事前登録がありました。

2年連続のWEB開催でしたが、仲間が集まって対面で議論を交わし、地元での新たな運動につながる重要性を今後、どう展開していくのかが課題になっています。来年は宮崎での開催を予定しています。

### メンタルヘルス・ハラスメントの重視を

愛知センター 高垣 英明

「25年目を新たな出発点とする目標と課題案」の「感情労働」の問題について賛成し補強する発言です。愛知においていくつかの過労死・過労自死事件について精神科医師から「メンタルヘルスリテラシーは国民的課題である」という意見書が裁判所に提出されました。また、相談事案の多くはハラスメントの問題です。愛知センターでは「ハラスメント懇談会」を昨年の夏に立ち上げ、15回の会合で事例検討をしてきました。その中で厚労省のハラスメント6類型に含まれないような「モラルハラスメント」や組織的ハラスメントがあることがわかってきました。労働問題の中でメンタルヘルス問題をどのように進めていくか。一次予防とともに二次予防に取り組むことも重要です。ハラスメント防止法は「穴だらけ」です。「費用対効果」という考えを含め、学び、取り組んでいくことが必要です。

### 第25回総会で選出された役員 (敬称略)

◇理事長 埜田 和史 (個人会員)	岩橋 祐治 (京都センター)(新)	田原 崇行 (化学一般労連)
◇副理事長 田村 昭彦 (九州セミナー)	内田 博之 (医労連)	寺西 笑子 (過労死を考える家族の会)
清岡 弘一 (全労連)	宇野 力 (全商連) (新)	徳山 通 (全日本民医連) (新)
今村幸次郎 (自由法曹団)	及川 しほ (MIC)	丹羽 秀徳 (国公労連) (新)
長谷川吉則 (個人会員)	岡村 和彦 (高知センター)	芳賀 直 (宮城センター)
西澤 淳 (全日本民医連)	門田 裕志 (東京センター)	福富 保名 (建交労)
田中 貴文 (じん肺弁連)	鎌田 一 (全労働)	藤田 弘起 (岡山センター)
◇事務局長 秋山 正臣 (全労連) (新)	川上 仁志 (石川センター)	松浦 健伸 (全日本民医連)
◇事務局次長 岡村やよい (全日本民医連)	川口 英晴 (JMITU)	山田 敦子 (福祉保育労)
名取 学 (全労連) (新)	木幡 秀男 (北海道センター)	脇山 恵 (民放労連)
◇理事 阿部 眞雄 (個人会員)	梶谷 陽子 (全教)	渡邊 一博 (生協労連)
	佐賀 達也 (自治労連)	◇監事 廣岡 元穂 (年金者組合)
	佐々木昭三 (個人会員)	笹本 健治 (金融労連)
	鈴木 信平 (神奈川センター)	
	鈴木まさよ (大阪センター)	
	高垣 英明 (愛知センター)	

## 第25回総会

### 戦争とディーセントワーク

西山 勝夫 (個人会員)

全国センター結成時からの個人会員です。1999年の第87回ILO総会ではディーセントワークがILOの主目標と位置づけられ、2009年の全国センター総会では「労働と戦争のつながりは歴史的にみても極めて深い関係がある」「平和・軍縮なくしてディーセントワークなし」と呼びかけました。しかし、日本は、憲法に違反する世界有数の軍事を有するまでになり、2013年には特定秘密保護法、集团的自衛権の閣議決定、2016年には国民保護法、2022年には経済安全保障、敵基地攻撃、安保3文書の改定など大軍拡と総動員体制へと戦争にどんどん向かっている状況です。大学では文科省の予算は減らされる一方、軍事研究費予算が増え、それが麻

薬のように依存していくと警鐘がならされています。このままの情勢では、軍事研究に限らず、労働面でも、戦争に加担する労働がますますはびこり、深化し、軍事に役立つのか軍事に不利な労働かが問われるというプレッシャーが増すでしょう。知らず知らずのうちに、あるいは見ぬふりをしているうちに巻き込まれていくのは恐ろしいことです。

「後方戦力」の労働力となった戦中の労働の反省に立って、現在及びこれからの足元の労働を深く問い直し、大軍拡と総動員体制に抗っていくことは、戦争に加担することのない労働社会の実現につながるものとして前向きにとらえ取り組むべきです。「戦争放棄」を定めた憲法をもつ日本が国際的にも発信していく偉大な運動だと考えます。全国センターにはさきがけとして取り組むことを期待します。

## 各地・各団体

### 過労死防止

### 教訓を活かして、過労死ゼロを

過労死防止シンポ東京中央会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」47都道府県で厚生労働省主催の啓発シンポジウムが開催されました(写真)。東京中央会場は11月9日イイノホールにて開催され243人が参加しました。冒頭、加藤勝信厚生労働大臣の開会挨拶(公務のため審議官が代読)。続いて過労死等防止について考える議員連盟・田村憲久会長より来賓挨拶があり、泉健太代表代行と谷合正明事務局長が紹介されました。

次に厚生労働省労働基準局総務課(過労死等防止対策推進室長)古舘課長より令和4年度版・「過労死防止白書」の概要と大綱の取組状況など説明がありました。

次に過労死等防止対策推進全国センター代表幹事川人博弁護士から最近の過労死等の事例をあげられ、過酷な勤務実態の報告と職場改善として使用者側の労働時間管理の徹底とハラスメント対策の強化、インターバル制度の導入などが問題提起されました。前半の最後は過労死遺族4人(3人登壇・1人代読)が辛い体験を語りました。①北海道から看護師、娘さん・23歳の過労自死。②大阪からゼネコン勤務、夫・44歳の過労自死。③兵庫からセメントプラント勤務、夫・35歳の過労自死。④(代読)旅行会社勤務、夫の過労自死事案でした。被災者に共通することは、経験のない不慣れた仕事、失敗が許されない重い責任、長時間労働の激務、パワ



ハラ、サポートの無い孤立により死に追い込まれた経過があり、遺族は適正な労務管理と職場改善の徹底強化を訴えました。

休憩後、3つの会場に分れて講演がおこなわれました。①「ビジネスと人権の視点から見た過重労働・ハラスメント問題」須田洋平弁護士は、職場における人権侵害などについて指摘しました。②「オフの量と質から考える働く人の疲労回復」久保智英氏(過労死等防止調査研究センター)はオフは物理的だけでなく心理的に離れることの意義を強調しました。③「働きやすい職場づくり等、企業、労働組合から取組事例紹介」(株)キットセイコー。(株)大和美術印刷。KDDI労組。各団体から労働環境整備の報告がありました。

本年も有意義なシンポジウムが開催でき、これらの教訓が職場で活かされ過労死ゼロにむけて前進することを祈念して閉会挨拶を述べ終了しました。

(過労死を考える家族の会 寺西笑子)

# 体制の確立と充実を進める主体に

## 第4回学校の労安活動全国学習交流会(オンライン)

11月27日、学校の労安交流会を開きました。コロナ禍で交流会をオンラインで実施するようになって、これで4回目です。社医研センターと実行委員会が主催で、全教からバックアップをいただいています。

全体会の講演を、産業カウンセラーの土井一博さんにお願しました。土井さんは、全国で初めて教職員専門のカウンセラーとして活躍されています。文科省もやっと重い腰をあげて予算化し、試験的に実施することになりましたので、この講演は時宜を得たものと言えます。

土井さんは、学校の独特の文化、多忙で困難な状況の中で、各学校の巡回、個別相談をしてきたことを話しました。この教職員専門のカウンセラー体制の意義として、3つの点を上げています。

①教職員の話をよく聞き、必要な場合は医療機関と結びつけていること、②管理職の立場にいる人の悩みも聞いて対応をしていること、③教育行政にとって良いことは、休職に追い込まれそうな職員が目に見えて減っていること(費用対効果)。

講演会の後、6つの分野ごとの分科会に分かれて、報告・討議が熱心に行われました。第1分科会は、



学校の労安学習交流会第1分科会

メンタルヘルスの分野。第2分科会は、働き方改革。第3分科会は、職場の労安活動。第4分科会は、措置要求。第5分科会は、労安体制の確立。第6分科会は基礎講座。

メンタルとパワハラは職場の重要な課題です。教育行政主体の働き方改革は、中途半端になっています。労安体制は、特に小中学校では全く整備が遅れています。

今年度、文科省も全教も実態調査をしました。給特法の見直しが叫ばれている中、労安体制の確立と充実を進めていく主体が求められます。この交流会が、各地域・職場の労安活動の一助になればと思っています。今回の交流会は、全体で56人の参加でした。来年度は、6月と11月に開催する予定です。

(社医研センター 大里総一郎)

### 私の一冊 ②4 いの健全国センター 秋山 正臣 『時刻表』

見知らぬ土地への旅は心が躍ります。どんなところ?何がある?珍しい物も食べてみたいなあなどなど。旅に行きたいという気持ちばかりが強かった中学生から高校生時代。当時はインターネットなどありません。住んでいる所から離れた地域のことなんてほとんど知るよしもなかった時代です。

それでも旅に関する本やテレビ番組に、旅にいきたいという気持ちをかき立てられました。とはいえ、中高生時代に旅に出る金銭的余裕があるはずもなく、近所の本屋さんに入り浸って立ち読みするだけの日々でした。しかし、ある時「時刻表」を手にとると、列車の中でいろいろな想像が膨らんでいくではありませんか。そして、離れた地域に移動するには、国鉄を使っていくしかありません。

さすがに時刻表を本屋で立ち読みすることはできません。じっくりと目的地に向かって乗る列車を考えることが必要ですから。なので、小遣いから国鉄監修で交通公社が発行の時刻表を購入しました。

働き始めてからは毎月購入。毎号が楽しみでした。どこで乗り換えるのがいいのか、安くいける切符はないのか、この日なら臨時列車を使えるなどわくわ

くしながら考えたものです。列車を使った推理小説も大好きで、西村京太郎さんの小説はよく読みました。手元に残っている時刻表で一番古い時刻表がこの1985年3月号です。2年後の1987年に、国鉄は分割民営化されてJRへ。この頃から分割民営化のために多くの路線が廃止されていきました。



当時、全路線を乗り潰したいと夢見ていましたが、実現せずに消えた路線が数多くあります。ご承知のとおり、民営化によってさらに廃止路線が増えています。最近でも、被災によって復旧をしないまま廃止された路線もあり、寂しくなる一方です。

改めて、日本社会は便利に、そして移動も早くなりましたが、失ったものも大きいことを感じます。元に戻すことはできないかもしれませんが、人生を豊かにするためにも、のんびりと時間をかけて旅ができるようになりたいものです。

(全国センター 秋山正臣)

**組織拡大強化で全医労「飛躍」「向上」の年に!**

全医労 原 博文



新型コロナウイルス感染症が拡大してから3年、未だ収束の目処が見えない中、政府は全国旅行割などを行い経済優先のウイズコロナの方針を進めています。一方、私たちの働く国立病院機構では、もともとの人員不足に加え、コロナによる突発的な休務により勤務交代も相次ぎ、自らの生活設計も成り立たない中、患者の命を守り奮闘してきました。

しかし、私たちの奮闘に報いる賃金改善や安心安全の医療、看護、介護を提供するための人員確保はされず、職員を大切にしない、患者の立場に立たない機構の姿勢を許すわけにはいきません。

こうした「怒り」や患者に寄り添ったやりがいのある仕事をしたいという「思い」を対話で通し広げ、共感できる仲間を増やし組織拡大につなげていきます。組織拡大強化で要求を前進させる全医労「飛躍」「向上」の年にしていきます。



**飛びはねる飛躍の1年に**

日本医労連 油石 博敬



昨年10月に日本医労連に着任して、兎にも角にも何事にも全力で取り組もうと、兎走鳥飛の1年でした。この間、私たちの運動によって「ケア労働者の賃金引上げ」が必要であることを、政府も認め、不十分な内容ではありますが、ケア労働者の賃上げ補助事業を具体化させ、人事院勧告では、わずかではあるものの年間一時金が引き上がりました。

3年に及ぶコロナ禍の現場で奮闘するケア労働者に対し、年末一時金を引き上げてあたり前の情勢のもとでしたが、22秋闘では、賃金改善の回答を受けたのは2割強の加盟組織にとどまり(11月30日現在)、私たちが求めるケア労働者の賃金改善には全く繋がっていないのが実態です。

大迷走の政治が続くなかで、国民や労働者へのシワ寄せも限界を乗り越えています。「すべての労働者の大幅賃上げ」を実現させるため、職場の怒りの声を集めて、世論を高めるパワーに変え、飛び跳ねるような飛躍の1年にしたいです。

**積極的に北九州を中心に飛び回ります**

九州セミナー 那須 隆紀



人生で3回目の年男を迎えることができました、那須隆紀と申します。私は北九州労働者の健康問題連絡会議(労健連)の代表幹事、人間らしく働くための九州セミナーの事務局次長として活動しています。出身は健和会労働組合です。

昨年は、北九州労健連の「ROUAN塾」のリーダーとして労健連の皆さんと一緒に労働衛生を学びました。とても楽しかったです。また、Web開催した『人間らしく働くための九州セミナー』には全国各地からのご参加ありがとうございました。

Web開催でも大変多くの方に参加していただき、一緒に学べた事を嬉しく思っています。

第8波のコロナ禍で行動制限等がありますが、労働者が人間らしい労働・生活を送り、そして人間的な発達を遂げるために積極的に北九州を中心に飛び回りながら、出来る限り労働者の方達とお会いして頑張りたいと思います!

**猫がいればなお良し**

全日本民医連 徳山 通



卯年うまれなので、今年は60歳となり、昔でいうと定年。その昔大学生だった頃は、60にもなったら、働かずに世界を旅して、悠々自適などと考えていたが、とてもそのような健康にもお金にも恵まれず、夢のまた夢だ。職場から放り出されたあとはどうやって食いつなぎ、さほど人様に迷惑もかけずにくたばるにはどうしたらよいかといったことだけが現実的な将来として近づいてくる。頭もすっかり薄くなった。助けてと言えない社会にどうしてしてしまったのだろうと嘆きつつ、自分がいちばん助けてと叫べない、プライドを捨てきれず、自己責任にがんじがらめに。医者はもちろん、床屋の椅子に座ることさえ恐ろしいのだから、どうしようもない。そんな孤独で情けない老人たちが、畑をたがやしながら、読書や思索にいそしみ、お互いに干渉もせず、適当に目配せだけして、寂しくなく生活できるような、そんなそれぞれが多少のケアを提供しあう会社? コミュニティ? でも作ろうかしら? 猫がいればなお良し。